

10・29 第308回金属反合共同行動

次の行動への行き方

ノバ・バイオメディカル本社前 (JMITUノバ・バイオメディカル支部)
仕事取上げ・不当配転・組合つぶし
 11:00~11:30大江戸線・勝どき駅A2a、A2b出口徒歩8分



徒歩移動7分
 勝どき駅11:48(大江戸線・両国・春日方面)
 清澄白河12:03(半蔵門線準急・中央林間行)
 水天宮前着12:06 徒歩移動6分

日本IBM本社前 (JMITU日本IBM支部)
ジョブ型再雇用賃金差別・不当労働行為
 12:20~12:50東京外半蔵門線・水天宮前駅2番出口徒歩5分



日本IBM社前行動後に昼食をすませてください
 水天宮前12:56(半蔵門線急行・中央林間行)
 大手町13:06(丸ノ内線・荻窪行)
 霞ヶ関着13:11

JMITU中央行動
 13:50~17:00 (詳細は別途指示)

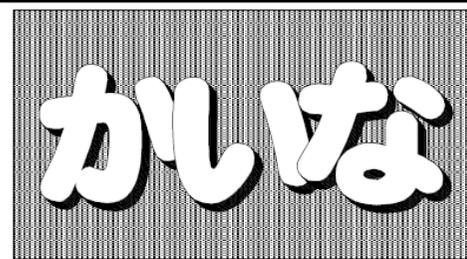
主催 JMITU(日本金属製造情報通信労働組合) 金属機械反合闘争委員会

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用不当労働行為事件	11/17(月) 14:00	中央労働委員会会議室
定年後再雇用賃金差別裁判	3/18(火)	に和解が成立しました。

真実を伝える
 組合機関紙



JMITU(日本金属製造情報通信労働組合)
 日本アイビーエム支部
 東京都港区赤坂2丁目20の6
 5F 〒107-0052
 TEL: 03-3583-9037
 FAX: 03-5562-0853
 定価 月 500円

JMITU日本IBM支部 25秋闘1次要求書(日本IBM)

組合は9月17日、日本IBMに2025年のJMITU日本IBM支部秋闘1次要求書を提出しました。以下に日本IBM向けの支部秋闘1次要求書を抜粋して紹介します。

争議解決の要求

(1) 定年後再雇用賃金差別争議を解決すること

賃上げ要求

(1) 2020年9月1日(当時の就業規則が定める給与調整日)に賃上げが実施されなかったために、賃上げが1回分少ない状況は未解決です。その一方、2021年から続く物価高騰で従業員の生活は厳しさを増しています。これを受け、少ない1回分の賃上げとして2025年中に賃上げを実施することを要求します。

(2) 上記(1)の賃上げは、全従業員(正社員、プロフェッショナル・ブルーを含む)の本給(本俸・月額賃金)を10%引き上げること。(但し、シニア契約社員の賃上げについては、重点要求12の(3)で要求しています。)

専門職手当、副主任手当の廃止の撤回要求

両手当の廃止により、専門職手当をもらっていた人で残業の無い人は708,000円の年収減、副主任手当をもらっていた人で残業の無い人は492,000円の年収減となります。生活に大きなマイナスの影響を与えます。

以上の弊害を取り除くために、専門職手当、副主任手当の廃止を撤回することを要求します。

定年後の労働条件に関する要求

賃下げ無しの65歳までの定年延長の要求が最重要要求ですが、現状のシニア契約社員の処遇改善のため、及び定年延長された時点でシニア契約社員のままとされている社員の処遇改善のため、以下を要求します。

(1) 賃下げなしの65歳までの定年延長の要求

特別支給の老齢厚生年金の段階的引き上げが完了することに伴い、「賃下げなしの定年引き上げ」は、職場の切実な要求となっています。賃下げなしで65歳までの定年延長を要求します。

(2) シニア契約社員の契約上限年齢引き上げの要求

高齢者雇用安定法の趣旨(70歳までの就業機会確保の努力義務)に従い、シニア契約社員の契約上限年齢を70歳に引き上げること。

さらに、上記(1)の要求が実現した場合は、65歳の時点でシニア契約社員への移行を選択できるようにすること。

(3) シニア契約社員の処遇改善の要求

1) パート有期雇用労働法の趣旨(正社員とパートタイム・有期雇用・派遣労働者との間の不合理な待遇差の禁止)に従い、シニア契約社員の年収を、最低でも定年時の年収(賞与込み・残業以外の手当込み)の80%とすること。

但し、シニア契約社員の年収は、初任給(Reference Salary)に副主任手当を足し合わせた年収(*1)を下回らないこと。なお、専門職手当、副主任手当の廃止の撤回を要求していますので、上記で「副主任手当を足し合わせた」と表記しています。

(*1) 初任給(Reference Salary)に副主任手当を足し合わせた年収

初任給・・・①
 Reference Salary: 4,902,000円
 (本給: 286,000円×12ヶ月
 +賞与基準額: 1,470,000円)
 副主任手当・・・②
 月額 41,000円
 年額 492,000円
 年収・・・①+②
 4,902,000円+492,000円=5,394,000円

2) シニア契約社員の年収を上記の通り設定した上で、組合員であるシニア契約社員の具体的な年収は団体交渉によって決定すること。

第307回金属反合共同行動

金属機械反合闘争委員会は、9月18日、第307回金属反合共同行動を都内で展開しました。今回の行動には当日本IBM支部も参加しました。以下に当支部が参加した行動を紹介します。

ノバ・バイオメディカル本社前行動

まず午前のノバ・バイオメディカル本社前行動では、駆けつけた組合の仲間たちが会社に対し労働者の正当な要求を力強く訴えました。

決意表明に立ったJMITUノバ・バイオメディカル支部の射場委員長は、「会社の不当労働行為、不当配転、組合つぶしのいやがらせにより組合員だけでなく非組合員も会社を見限り、この一年だけで40名の会社の中で13名の正社員が退職してしまっています。この争議を勝ち抜いていきたいと思ひます」と訴え、参加者に支援を呼びかけました。



日本IBM箱崎事業所前行動

続いて午後の行動として、昼休みに日本IBM箱崎事業所前行動が行われました。

南部地協第37回定期総会・25秋闘第2次討論集会

JMITU東京地本・南部地協（東京地方本部・南部地区協議会）は、9月13日、第37回定期総会と25秋闘第2次討論集会を品川区中小企業センター（品川区）で開催し、当日本IBM支部をはじめ南部地協に所属する支部が参加しました。

定期大会の午前の部では、小泉・南部地協議長の主催者挨拶、野中・東京地本書記長の激励に続き、25年度活動報告、26年度活動方針と役員体制の提案、25年度決算報告、26年度予算案提案が行われました。

定期大会の午後の部では、午前中の内容が質疑・

行動では、冒頭、同委員会の生熊委員長は主催者挨拶で、中労委で和解協議中の定年後再雇用不当労働行為事件について、「中労委では和解協議が継続されていますけれども、なかなか進みません。この和解の最中に再雇用労働者の賃金が月18万5千円から25万5千円に変更されるので、若干の前進はありました。しかし、新入社員よりいまだに低い、そういう状況です。しかも団体交渉で決めるのではなくて、決めたことを伝えるというだけです。問題はアメリカ本社の承認を得ないと何も進まないというこの労務政策にあります」と述べ、日本IBMの不誠実な姿勢を厳しく批判しました。

この後、決意表明に立った当日本IBM支部の笹目中央執行委員長は、「バンド3のシニア契約社員の給与は10月から月額25万5千円、年収306万円になりますが、それでも新入社員の年収より低く、まともにくらしていける水準ではありません。たたかいはまだまだ続いていきます。最後までたたかいます」と述べ、参加者に支援を呼びかけました。



討論を経て採択されました。討論では、日本IBM支部から定年後再雇用賃金差別争議への支援継続を呼びかけました。

続く25秋闘第2次討論集会では、秋闘の大事さや留意点について認識を共有した上で、各支部が25年秋闘の取り組み状況を報告、質疑・討論を行いました。最後に有馬・南部地協事務局長が討論のまとめを行い、参加者全員で「団結してガンバロー」を三唱して閉会しました。

***** 記事訂正文 *****
かいな2471号（2025年9月16日発行）3面記事「JMITU2025秋闘方針」において、記事本文の最後が「強化しま」で切れていますが、「強化します。」に訂正させていただきます。

JMITU日本IBM支部 25秋闘1次要求書(キンドリルジャパン)

組合は9月17日、キンドリルジャパンに2025年のJMITU日本IBM支部秋闘1次要求書を提出しました。以下にキンドリルジャパン向けの支部秋闘1次要求書を抜粋して紹介します。

定年後の労働条件に関する要求

- (1) 65歳から70歳まで再雇用される制度づくりの要求
高年齢者雇用安定法の趣旨（70歳までの就業機会確保の努力義務）に従い、以下のいずれかを実施すること。
・本人が希望する限り65歳から70歳まで再雇用される制度を創設すること
・シニア契約社員制度の契約上限年齢を現在の65歳から70歳に引き上げること
- (2) シニア契約社員の処遇改善の要求

1) パート有期雇用労働法の趣旨（正社員とパートタイム・有期雇用・派遣労働者との間の不合理な待遇差の禁止）に従い、シニア契約社員の年収を、最低でも定年時の年収（賞与込み・残業以外の手当込み）の80%とすること。

但し、シニア契約社員の年収は、初任給（Reference Salary）に副主任手当を足し合わせた年収（*1）を下回らないこと。（*1）初任給（Reference Salary）に副主任手当を足し合わせた年収
初任給・・・①

Reference Salary：4,902,000円

（本給：286,000円×12ヶ月＋賞与基準額：1,470,000円）
副主任手当・・・②
月額 41,000円
年額 492,000円
年収・・・①+②
4,902,000円＋492,000円＝5,394,000円
2) シニア契約社員の年収を上記の通り設定した上で、組合員であるシニア契約社員の具体的な年収は団体交渉によって決定すること。

働き方改善の要求

- (1) 1日7時間・週35時間労働が世界の流れであり、すでにフランスの法定労働時間は週35時間、ドイツの金属産業の労働時間は週35時間が実現しています。このような先駆的事例にならない、キンドリルジャパンも1日7時間・週35時間労働を導入することを要求します。
- (3) 残業時間の実態を把握し長時間労働の問題を解決・防止するため、裁量勤務制度を廃止し、実際の残業時間をベースに時間外勤務手当が支払われる制度に変更することを要求します。その上で、時間外勤務手当（変則勤務分を含む）については、専門職手当・副主任手当の金額を差し引いて支払うことをやめ、満額支払うことに変更することを要求します。

在宅勤務手当に関する要求

会社は、在宅勤務に関して業務上必要なオフィス用品/PC周辺機器、通信環境の新規整備などについて半期単位にて一定額（オフィス用品/PC周辺機器については300USドル相当、新規Wi-Fiについては月に20USドル相当）の補助の制度を提供して

いると説明しています。また2022年9月から個人で購入した物品についても、領収書で購入ができるようになり、2022年10月から開始されたフレキシブルワーク制度での1日200円の在宅勤務手当が支給されるようになりました。

しかし、1日200円の在宅勤務手当では不足です。1日400円に増額することを要求します。なお、2022年9月分までの在宅勤務手当については1ヶ月あたり8000円を2020年3月に遡及して支払うことを要求します。

組合なんでも相談窓口

会社名	事業所名	職場名	氏名	電話番号
Kyndryl	六本木	サービスエクセレンス	笹目 芳太郎	080-5915-6329
IBM	箱崎	コンサルティング	カン ミニ	070-8786-0357
IBM	箱崎	I J D S . 産業事業部	猿渡 隆史	080-9099-6263

事務所連絡先 TEL 03-3583-9037（月水金 13-16時・除休日） FAX 03-5562-0853
メール: kumiai@jmitu-ibm.org WEB: http://www.jmitu-ibm.org/

注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題・民事一般相談受付（要予約）
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8 松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号